

◎ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行			
<p>附 則</p> <p>（なおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法に規定する特別の会計に所属する権利及び義務の帰属）</p> <p>第二条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下「平成十八年健保法等改正法」という。）附則第三十八条第四項の規定による平成三十年四月一日において現に同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十八年健保法等改正法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この条において「平成二十年四月改正前老健法」という。）第六十八条に規定する特別の会計に所属する権利及び義務は、次に掲げる業務ごとに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四百三十三条に規定する同法第三百十九条第一項第二号の業務に係る特別の会計において、厚生労働省令で定めるところにより区分された経理に帰属するものとする。</p> <p>一 平成二十年四月改正前老健法第六十四条第一項第一号及び第二号並びに第二項の業務</p> <p>二 平成二十年四月改正前老健法第六十四条第一項第三号の業務</p>	<p>附 則</p> <p>（老人保健拠出金等に関するなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定の適用）</p> <p>第二条 平成二十八年度及び平成二十九年度における健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下「平成十八年健保法等改正法」という。）附則第三十八条第一項に規定する医療等に要する費用のうち平成二十七年以前に請求されたものの支弁及び負担並びにこれらの事務の執行に要する費用について、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十八年健保法等改正法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。附則第十三条及び第二十六条を除き、以下「平成二十年四月改正前老健法」という。）第四章（第五十一条、第五十二条及び第五十五条を除く。）、第五章及び第六章（第七十九条第一項及び第二項を除く。）の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="225 1189 312 2036"> <tr> <td data-bbox="225 1189 312 1352">(略)</td> <td data-bbox="225 1352 312 1666">(略)</td> <td data-bbox="225 1666 312 2036">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		

第三条から第二十七条まで 削除

第三条から第五条まで 削除

(老人保健拠出金等に関する健康保険法の規定の適用)

第六条 平成二十九年において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二第三項、第五十一条、第五十五条第一項、第六十条第三項第二号及び第十四項並びに附則第二条第一項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第五十四条第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第七十三条第一項及び第七十六条の規定、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法附則第五条の二の規定並びに同法附則第五条の五の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(老人保健拠出金等に関する国民健康保険法の規定の適用)

第七条 平成二十八年度及び平成二十九年において、国民健康保険組合について、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第二十二条の規定により読み替えられた同法第六十九号、第七十三条及び第七十六条（同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第八条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、市町村（特別区を含み、国民健康保険法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村（以下「退職被保険者等所属市町村」という。）を除く。）について、同法附則第二十二条の規定により読み替えられた同法第七十条、第七十五条及び第七十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第九条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、退職被保険者等所属市町村について、国民健康保険法附則第二十二条の規定により読み替えられた、同法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法第七十条の規定並びに同法附則第二十二条の規定により読み替えられた同法第七十五条、第七十六条及び附則第七条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第十条 平成二十九年度において、国民健康保険法附則第二十一条の四第一項の規定により読み替えられた、同法附則第二十二条の規定により読み替えられた同法附則第二十一条第三項の規定及び同法附則第二十二条の規定により読み替えられた同法附則第二十一条第四項の規定を適用する場合には、同条第三項第二号中「及び」とあるのは「」並びに」と、「病床転換支援金」とあるのは「病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下この号において「平成十八年健保法等改正法」という。）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十八年健保法等改正法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この号において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金をいう。次項第二号において同じ。）に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第二条の規定により読み替えられた平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額を同法附則第二条の規定により読み替えられた平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金とみなして、同項の規定により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。次項第二号において同じ。）の合算額」と、同条第四項第二号中「及び」とあるのは「並びに」と、「病床転換支援金」とあるのは「病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相

当額の合計額」とする。

(老人保健拠出金に関する地方税法の規定の適用)

第十一条 平成二十八年度分及び平成二十九年度分の国民健康保険税における地方税法附則第三十八条の三の規定により読み替えられた同法第七百三条の四第一項の規定及び同条第三項の規定の適用については、同条第一項中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「並びに介護保険法」とあるのは、「及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金(以下この項及び第三項において「老人保健拠出金」という。)、並びに介護保険法」と、「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び老人保健拠出金」と、「同条第三項中「並びに当該年度分」とあるのは、「当該年度分」と、「の合算額」とあるのは「並びに平成二十年度分の老人保健拠出金から当該費用に係る国の負担金の見込額(附則第三十八条に規定する退職被保険者等所属市町村にあつては、当該費用に係る国の負担金の見込額及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第十六号)附則第九条の規定により読み替えられた国民健康保険法附則第二十二条の規定により読み替えられた同法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法第七十条第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の合算額)を控除した額の合算額」とする。

(老人保健拠出金に関する船員保険法の規定の適用)

第十二条 平成二十八年度及び平成二十九年年度において、船員保険

法（昭和十四年法律第七十三号）附則第八条の規定により読み替えられた、同法附則第七条の規定により読み替えられた同法第一百十二条、第一百十四条及び第二百二十一条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

（老人保健拠出金に関する国家公務員共済組合法の規定の適用）

第十三条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第四項及び同法第九十九条第一項の規定を適用する場合には、同法第三条第四項中「ほか、」とあるのは「ほか、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七十条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（第九十九条第一項において「老人保健拠出金」という。）並びに」と、同法第九十九条第一項中「の給付に要する費用（」とあるのは「の給付に要する費用（老人保健拠出金並びに」と、同項第一号中「短期給付に要する費用（」とあるのは「短期給付に要する費用（老人保健拠出金並びに」とする。

（老人保健拠出金に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用）

第十四条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第一百三十三条第

一、第百四十四条の二第二項、附則第十四条の三第一項及び第十八条第五項の規定を適用する場合には、同法第百十三条第一項中「組合の給付に要する費用（）」とあるのは「組合の給付に要する費用（老人保健拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金をいう。以下同じ。）」と、「短期給付に要する費用（）」とあるのは「短期給付に要する費用（老人保健拠出金、）」と、「短期給付並びに」とあるのは「短期給付並びに老人保健拠出金、」と、同法第百四十四条の二第二項中「負担金（）」とあるのは「負担金（老人保健拠出金、）」と、同法附則第十四条の三第一項第一号中「掛金（）」とあるのは「掛金（老人保健拠出金、）」と、同法附則第十八条第五項中「負担金（）」とあるのは「負担金（老人保健拠出金、）」とする。

（老人保健拠出金に関する私立学校教職員共済法の規定の適用）
第十五条 平成二十八年度及び平成二十九年度において平成十八年保健法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十三条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の規定の適用については、同条の表第二百四十六条の五第二項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるのは「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（附則第十二条第六

項において「老人保健拠出金」という。）に係る掛金を含み」とあり、同表附則第十二条第六項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるのは「並びに老人保健拠出金に係る掛金を含み」とする。

（老人保健拠出金に関する日本私立学校振興・共済事業団法の規定の適用）

第十六条 平成二十八年度及び平成二十九年度において平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十三条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の適用については、同法第二十三条第二項中「介護保険法」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（第三十三条第一項第二号において「老人保健拠出金」という。）、介護保険法」と、同法第三十三条第一項第二号中「並びに介護保険法」とあるのは、「老人保健拠出金並びに介護保険法」とする。

第十七条 削除

（老人保健拠出金等に関するなおその効力を有するものとされた廃止前の老人保健法施行令の規定の適用）

第十八条 附則第二条に規定する医療等に要する費用のうち平成二十七年以前に請求されたものの支弁及び負担並びにこれらの事務の執行に要する費用について、平成十八年健保法等改正法附則

第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた高齢者の医療の確保に関する法律施行令附則第二条の規定による廃止前の老人保健法施行令（昭和五十七年政令第二百九十三号）の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

（老人保健拠出金に関する健康保険法施行令の規定の適用）

第十九条 平成二十八年度及び平成二十九年年度において、健康保険法施行令附則第四条の規定により読み替えられた、同令附則第三条の規定により読み替えられた同令第二十条、第二十九条、第四十六条及び第六十五条並びに健康保険法施行令附則第四条の規定により読み替えられた、同令附則第三条の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の健康保険法施行令（以下「新健保令」という。）第六十七条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

（老人保健拠出金等に関する国民健康保険法施行令の規定の適用）

第二十條 平成二十八年度及び平成二十九年年度において、国民健康保険法施行令附則第一条の四第一項（同条第二項において読み替

えて準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた同令第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第二十一条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、市町村(特別区を含む、退職被保険者等所属市町村を除く。)について、国民健康保険法施行令附則第五条第一項の規定により読み替えられた同令第二十九条の七の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる当該規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第二十二条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、退職被保険者等所属市町村について、国民健康保険法施行令附則第五条第二項の規定により読み替えられた、同令附則第四条第一項の規定により読み替えられた同令第二十九条の七の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる当該規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(老人保健拠出金等に関する国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の適用)

第二十三条 平成二十九年において、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第一条及び同令附則第十五条の規定により読み替えられた同令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第五条(同令附則第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第二十四条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、市町村(特別区を含み、退職被保険者等所属市町村を除く。)について、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十四条第一項の規定により読み替えられた同令第二条、第四条及び第四条の二の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第二十五条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、退職被保険者等所属市町村について、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十四条第二項の規定により読み替えられた

、同令附則第四条の規定により読み替えられた同令第二条、第四条及び第四条の二の規定並びに同令附則第十四条第二項の規定により読み替えられた同令附則第三条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(老人保健拠出金に関する国家公務員共済組合法施行令の規定の適用)

第二十六条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、国家公務員共済組合法施行令第二十二条第一項の規定を適用する場合には、同項中「費用」とあるのは「費用（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下この項において「老人保健拠出金」という。）並びに」と、「における前期高齢者納付金等」とあるのは「における老人保健拠出金並びに前期高齢者納付金等」とする。

(老人保健拠出金に関する地方公務員等共済組合法施行令の規定の適用)

第二十七条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、地方公務員等共済組合法施行令第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び附則第三十条の二の規定を適用する場合には、同令第二十八条第一項中「当該事業年度における」とあるのは「当該

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 健康保険法施行令第三十四条第二項の規定は、療養を受ける日がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

2 健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被保険者及びその被扶養者について、療養の給付又は当該被扶養者の療養を受ける月が平成二十年四月から八月までの場合にあつては、同項中「及びその被扶養者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。)」とあるのは「並びにその被扶養者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。)」及びその被扶養者であつた者(法第三条第七項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなった者をいう。以下この項において同じ。)」と、「当該被扶養者」とあるのは「当該被扶養者及び当該被扶養者であつた者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第二十九条 施行日前に行われた療養に係る健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養

事業年度における老人保健拠出金(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金をいう。次条第一項及び附則第三十条の二において同じ。)、)と、同令第二十八条の二第一項及び附則第三十条の二中「前期高齢者納付金等」とあるのは「老人保健拠出金、前期高齢者納付金等」とする。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 新健保令第三十四条第二項の規定は、療養を受ける日がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

2 新健保令第三十四条第二項に規定する被保険者及びその被扶養者について、療養の給付又は当該被扶養者の療養を受ける月が平成二十年四月から八月までの場合にあつては、同項中「及びその被扶養者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。)」とあるのは「並びにその被扶養者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。)」及びその被扶養者であつた者(法第三条第七項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなった者をいう。以下この項において同じ。)」と、「当該被扶養者」とあるのは「当該被扶養者及び当該被扶養者であつた者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第二十九条 施行日前に行われた療養に係る健康保険法の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給については、なお従

費の支給については、なお従前の例による。

第三十一条 健康保険法施行令第四十二条第二項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定収入被保険者」という。）に係る同令第四十一条第二項の高額療養費算定基準額は、同令第四十二条第二項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の健康保険法施行令（以下この条において「旧健保令」という。）第四十二条第二項第一号に定める額とする。

一 療養の給付又はその被扶養者（健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被扶養者をいう。以下この号において同じ。）の療養を受ける月が平成二十年四月から八月までの場合における附則第二十八条第二項の規定により読み替えて適用する健康保険法施行令第三十四条第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者及び附則第二十八条第二項の規定により読み替えて適用する健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被扶養者であった者がいない者にあつては、四百八十四万円未満である者）

二 次のイ及びロのいずれにも該当する者

イ 健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被扶養者がいない被保険者であつて、被扶養者であつた者（健康保険法第三条第七項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなつた者をいう。以下この号及び附則第三十三条第四項第二号において同じ。）がいるもの

ロ 療養の給付を受ける月が平成二十年九月から十二月までの場合において、その被扶養者であつた者について、健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未

前の例による。

第三十一条 健康保険法施行令第四十二条第二項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定収入被保険者」という。）に係る同令第四十一条第二項の高額療養費算定基準額は、新健保令第四十二条第二項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の健康保険法施行令（以下この条において「旧健保令」という。）第四十二条第二項第一号に定める額とする。

一 療養の給付又はその被扶養者（新健保令第三十四条第二項に規定する被扶養者をいう。以下この号において同じ。）の療養を受ける月が平成二十年四月から八月までの場合における附則第二十八条第二項の規定により読み替えて適用する新健保令第三十四条第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者及び附則第二十八条第二項の規定により読み替えて適用する新健保令第三十四条第二項に規定する被扶養者であつた者がいない者にあつては、四百八十四万円未満である者）

二 次のイ及びロのいずれにも該当する者

イ 新健保令第三十四条第二項に規定する被扶養者がいない被保険者であつて、被扶養者であつた者（健康保険法第三条第七項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなつた者をいう。以下この号及び附則第三十三条第四項第二号において同じ。）がいるもの

ロ 療養の給付を受ける月が平成二十年九月から十二月までの場合において、その被扶養者であつた者について、新健保令第三十四条第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である

満である者

- 2 特定収入被保険者に係る健康保険法施行令第四十一条第三項の高額療養費算定基準額は、同令第四十二条第三項の規定にかかわらず、旧健保令第四十二条第三項第一号に定める額とする。
- 3 特定収入被保険者が次の各号に掲げる療養を受けた場合において、健康保険法の規定により支払うべき一部負担金の支払が行われなかったときの健康保険法施行令第四十三条第一項の規定により特定収入被保険者について保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払う額の限度については、同項各号の規定にかかわらず、当該一部負担金の額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

一 健康保険法施行令第四十三条第一項第二号に掲げる療養 旧健保令第四十三条第一項第二号に定める額

二 健康保険法施行令第四十三条第一項第三号に掲げる療養 旧健保令第四十三条第一項第三号に定める額

4 (略)

第三十二条 健康保険法第七十四条第一項第二号の規定が適用される被保険者又は同法第一百条第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十年四月から十二月までの間に、特定給付対象療養（健康保険法施行令第四十一条第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、これらの者に対する医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるものが行われるべき療養に限る。）を受けたもの（以下この条において「平成二十年特例措置対象被保険者等」という。）に係る同令第四十一条第四項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは

者

- 2 特定収入被保険者に係る健康保険法施行令第四十一条第三項の高額療養費算定基準額は、新健保令第四十二条第三項の規定にかかわらず、旧健保令第四十二条第三項第一号に定める額とする。
- 3 特定収入被保険者が次の各号に掲げる療養を受けた場合において、平成十八年健保法等改正法第三条の規定による改正後の健康保険法（次条第一項及び第五項において「新健保法」という。）の規定により支払うべき一部負担金の支払が行われなかったときの新健保令第四十三条第一項の規定により特定収入被保険者について保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払う額の限度については、同項各号の規定にかかわらず、当該一部負担金の額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

一 新健保令第四十三条第一項第二号に掲げる療養 旧健保令第四十三条第一項第二号に定める額

二 新健保令第四十三条第一項第三号に掲げる療養 旧健保令第四十三条第一項第三号に定める額

4 (略)

第三十二条 新健保法第七十四条第一項第二号の規定が適用される被保険者又は新健保法第一百条第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十年四月から十二月までの間に、特定給付対象療養（新健保令第四十一条第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、これらの者に対する医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるものが行われるべき療養に限る。）を受けたもの（以下この条において「平成二十年特例措置対象被保険者等」という。）に係る健康保険法施行令第四十一条第四項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは

、「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 平成二十年特例措置対象被保険者等に係る健康保険法施行令第四十一条第二項の高額療養費算定基準額については、同令第四十二条第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成二十年特例措置対象被保険者等に係る健康保険法施行令第四十一条第三項の高額療養費算定基準額については、同令第四十二条第三項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 健康保険法施行令第四十三条第一項の規定により平成二十年特例措置対象被保険者等について保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払う額の限度については、同項第二号イ及び第三号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、同令第四十三条第三項中「当該各号」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）第一条による改正前の当該各号」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 健康保険法施行令第四十三条第四項及び第五項の規定は、平成二十年特例措置対象被保険者等が外来療養（同令第四十一条第三項に規定する外来療養をいう。）を受けた場合において、健康保険法の規定により支払うべき一部負担金等の額（同法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかったときの同令第四十一条第三項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同令第四十三条第四項中「当該療養に要した費用のうち同条第四項から第六項

るのは、「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 平成二十年特例措置対象被保険者等に係る健康保険法施行令第四十一条第二項の高額療養費算定基準額については、新健保令第四十二条第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成二十年特例措置対象被保険者等に係る健康保険法施行令第四十一条第三項の高額療養費算定基準額については、新健保令第四十二条第三項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新健保令第四十三条第一項の規定により平成二十年特例措置対象被保険者等について保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払う額の限度については、同項第二号イ及び第三号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、健康保険法施行令第四十三条第三項中「当該各号」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）第一条による改正前の当該各号」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 健康保険法施行令第四十三条第四項及び第五項の規定は、平成二十年特例措置対象被保険者等が外来療養（同令第四十一条第三項に規定する外来療養をいう。）を受けた場合において、新健保法の規定により支払うべき一部負担金等の額（新健保法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかったときの同令第四十一条第三項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同令第四十三条第四項中「当該療養に要した費用のうち同条第四項から第六項

までの規定による高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を」とあるのは「同条第三項の規定による高額療養費について、当該一部負担金等の額から健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十二条第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた第四十一条第三項の高額療養費算定基準額（当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあつては、当該乗じて得た額）を控除した額の限度において、」と、同条第五項中「第四十一条第四項から第六項まで」とあるのは「第四十一条第三項」と読み替えるものとする。

6 前各項の規定は、健康保険法施行令第三十七条に規定する日雇特例被保険者であつて、当該日雇特例被保険者を被保険者とみなして第一項の規定を適用した場合に平成二十年特例措置対象被保険者等に該当することとなるものに係る高額療養費の支給について準用する。

第三十三条 施行日から平成二十一年七月三十一日までの間に受けた療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号（同条第三項及び第四項並びに同令第四十四条第二項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同令第四十三条の二から第四十四条（第一項を除く。）までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

項までの規定による高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を」とあるのは「同条第三項の規定による高額療養費について、当該一部負担金等の額から健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十二条第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた第四十一条第三項の高額療養費算定基準額（当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあつては、当該乗じて得た額）を控除した額の限度において、」と、同条第五項中「第四十一条第四項から第六項まで」とあるのは「第四十一条第三項」と読み替えるものとする。

6 前各項の規定は、新健保令第三十七条に規定する日雇特例被保険者であつて、当該日雇特例被保険者を被保険者とみなして第一項の規定を適用した場合に平成二十年特例措置対象被保険者等に該当することとなるものに係る高額療養費の支給について準用する。

第三十三条 施行日から平成二十一年七月三十一日までの間に受けた療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、新健保令第四十三条の二第一項第一号（同条第三項及び第四項並びに新健保令第四十四条第二項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、新健保令第四十三条の二から第四十四条（第一項を除く。）までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新健保令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十三條の三第一項 (同条第三項及び第四十四條第二項において準用する場合を含む。)	六十七万円	八十九万円
	百二十六万円	百六十八万円
第四十三條の三第二項 (同条第三項及び第四十四條第二項において準用する場合を含む。)	三十四万円	四十五万円
	六十二万円	七十五万円
第四十三條の三第三項及び第四十四條第二項において準用する場合を含む。	六十七万円	八十九万円
	三十一万円	四十一万円
第四十三條の三第五項 (第四十四條)	十九万円	二十五万円
	第四十三條の三第一項	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号。以下こ

第四十三條の三第一項 (同条第三項及び第四十四條第二項において準用する場合を含む。)	六十七万円	八十九万円
	百二十六万円	百六十八万円
第四十三條の三第二項 (同条第三項及び第四十四條第二項において準用する場合を含む。)	三十四万円	四十五万円
	六十二万円	七十五万円
第四十三條の三第三項及び第四十四條第二項並びに新健保令第四十四條第二項において準用する場合を含む。	六十七万円	八十九万円
	三十一万円	四十一万円
第四十三條の三第五項 (新健保令)	十九万円	二十五万円
	第四十三條の三第一項	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号。以下こ

条第三項に
おいて準用
する場合を
含む。)の
表

	第四十三條の三第二項	船員保險法施行令	国家公務員共済組合法 施行令（	国家公務員共済組合法 施行令第十一條の三の 六の三第二項（同条第 三項	防衛省の職員の給与等 に関する法律施行令第 十七條の六の五第一項
の条において「改正令」と いう。）附則第三十三條第 一項の規定により読み替え られた第四十三條の三第一 項	改正令附則第三十三條第一 項の規定により読み替えら れた第四十三條の三第二項	改正令附則第四十五條第一 項の規定により読み替えら れた船員保險法施行令	改正令附則第五十二條第一 項の規定により読み替えら れた国家公務員共済組合法 施行令（	改正令附則第五十二條第一 項の規定により読み替えら れた国家公務員共済組合法 施行令第十一條の三の六の 三第二項（同条第三項	改正令附則第六十條第二項 の規定により読み替えられ た防衛省の職員の給与等に

第四十四條
第三項にお
いて準用す
る場合を含
む。)の表

	第四十三條の三第二項	船員保險法施行令	国家公務員共済組合法 施行令（	国家公務員共済組合法 施行令第十一條の三の 六の三第二項（同条第 三項	防衛省の職員の給与等 に関する法律施行令第 十七條の六の五第一項
の条において「改正令」と いう。）附則第三十三條第 一項の規定により読み替え られた第四十三條の三第一 項	改正令附則第三十三條第一 項の規定により読み替えら れた第四十三條の三第二項	改正令附則第四十五條第一 項の規定により読み替えら れた船員保險法施行令	改正令附則第五十二條第一 項の規定により読み替えら れた国家公務員共済組合法 施行令（	改正令附則第五十二條第一 項の規定により読み替えら れた国家公務員共済組合法 施行令第十一條の三の六の 三第二項（同条第三項	改正令附則第六十條第二項 の規定により読み替えられ た防衛省の職員の給与等に

第四十三條 の三第六項	高齡者の医療の確保に 関する法律施行令	国民健康保険法施行令	私立学校教職員共済法 施行令	地方公務員等共済組 合法施行令	国家公務員共済組合法 施行令第十一条の三 の三第二項及び 六の三第二項及び 三第二項及び	関する法律施行令第十七條 の六の五第一項
		改正令附則第三十九條第一 項の規定により読み替えら れた国民健康保険法施行令	私立学校教職員共済法第四 十八條の二の規定によりそ の例によることとされる改 正令附則第五十二條第一項 の規定により読み替えられ た、私立学校教職員共済法 施行令	改正令附則第五十八條第一 項の規定により読み替えら れた地方公務員等共済組 合法施行令	改正令附則第五十二條第一 項の規定により読み替えら れた国家公務員共済組合法 施行令第十一条の三の六の 三第二項及び	

第四十三條 の三第六項	高齡者の医療の確保に 関する法律施行令	国民健康保険法施行令	私立学校教職員共済法 施行令	地方公務員等共済組 合法施行令	国家公務員共済組合法 施行令第十一条の三 の三第二項及び 六の三第二項及び 三第二項及び	関する法律施行令第十七條 の六の五第一項
		改正令附則第三十九條第一 項の規定により読み替えら れた国民健康保険法施行令	私立学校教職員共済法第四 十八條の二の規定によりそ の例によることとされる改 正令附則第五十二條第一項 の規定により読み替えられ た、私立学校教職員共済法 施行令	改正令附則第五十八條第一 項の規定により読み替えら れた地方公務員等共済組 合法施行令	改正令附則第五十二條第一 項の規定により読み替えら れた国家公務員共済組合法 施行令第十一条の三の六の 三第二項及び	

(第四十四
条第三項に
おいて準用
する場合を
含む。)

れた高齢者の医療の確保に
関する法律施行令

2 平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日までに受けた療養に係る次の各号に掲げる高額介護合算療養費の支給については、当該各号イに掲げる額が、それぞれ当該各号ロに掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から同令第四十四条(第一項を除く。)までの規定を適用する。

一 健康保険法施行令第四十三条の二第一項及び第二項(これらの規定を同条第三項及び第四項並びに同令第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による高額介護合算療養費の支給

イ この項の規定により健康保険法施行令第四十三条の二を讀み替えて適用する場合の同条第一項(同条第三項及び第四項並びに同令第四十四条第二項において準用する場合を含む。)(に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同令第四十三条の二第一項の介護合算算定基準額を控除した額(当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。))及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した額

(新健保令
第四十四条
第三項にお
いて準用す
る場合を含
む。)

れた高齢者の医療の確保に
関する法律施行令

2 平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日までに受けた療養に係る次の各号に掲げる高額介護合算療養費の支給については、当該各号イに掲げる額が、それぞれ当該各号ロに掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、新健保令第四十三条の二第一項第一号中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新健保令第四十四条(第一項を除く。)までの規定を適用する。

一 新健保令第四十三条の二第一項及び第二項(これらの規定を同条第三項及び第四項並びに新健保令第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による高額介護合算療養費の支給

イ この項の規定により新健保令第四十三条の二を讀み替えて適用する場合の同条第一項(同条第三項及び第四項並びに新健保令第四十四条第二項において準用する場合を含む。)(に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から新健保令第四十三条の二第一項の介護合算算定基準額を控除した額(当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。))及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した額

ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合はイに掲げる額

二 健康保険法施行令第四十三條の二第五項及び第六項（これらの規定を同令第四十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定による高額介護合算療養費の支給

イ この項の規定により健康保険法施行令第四十三條の二を読み替えて適用する場合の同令第五項（同令第四十四條第三項において準用する場合を含む。）に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同令第四十三條の二第五項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した額

ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合はイに掲げる額

三 健康保険法施行令第四十三條の二第七項（同令第四十四條第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による高額介護合算療養費の支給

イ この項の規定により健康保険法施行令第四十三條の二を読み替えて適用する場合の同令第七項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）

ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合はイに掲げる額

3 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる健康保険法施行令

ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合はイに掲げる額

二 新健保令第四十三條の二第五項及び第六項（これらの規定を新健保令第四十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定による高額介護合算療養費の支給

イ この項の規定により新健保令第四十三條の二を読み替えて適用する場合の同令第五項（新健保令第四十四條第三項において準用する場合を含む。）に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から新健保令第四十三條の二第五項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した額

ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合はイに掲げる額

三 新健保令第四十三條の二第七項（新健保令第四十四條第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による高額介護合算療養費の支給

イ この項の規定により新健保令第四十三條の二を読み替えて適用する場合の同令第七項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）

ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合はイに掲げる額

3 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる新健保令の規定中

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四十三條の三第二項の三第二項第一号（同條第三項及び第四項並びに第四十四條第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>六十二万円</p>	<p>五十六万円</p>
<p>第四十三條の三第二項の三第五項（第四十四條第三項において準用する場合を含む。）の表下欄</p>	<p>第四十三條の三第二項</p>	<p>健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号。以下この項において「改正令」という。）附則第三十三條第三項の規定により読み替えられた第四十三條の三第二項</p>
<p>船員保険法施行令</p>	<p>改正令附則第四十五條第三項の規定により読み替えられた船員保険法施行令</p>	<p>改正令附則第四十五條第三項の規定により読み替えられた船員保険法施行令</p>

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四十三條の三第二項の三第二項第一号（同條第三項及び第四項並びに新健保令第四十四條第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>六十二万円</p>	<p>五十六万円</p>
<p>第四十三條の三第五項（新健保令第四十四條第三項において準用する場合を含む。）の表下欄</p>	<p>第四十三條の三第二項</p>	<p>健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号。以下この項において「改正令」という。）附則第三十三條第三項の規定により読み替えられた第四十三條の三第二項</p>
<p>船員保険法施行令</p>	<p>改正令附則第四十五條第三項の規定により読み替えられた船員保険法施行令</p>	<p>改正令附則第四十五條第三項の規定により読み替えられた船員保険法施行令</p>

<p>国家公務員共済組合法 施行令第十一条の三の 六の三第二項（同条第 三項</p>	<p>国家公務員共済組合法 施行令第十一条の三の 六の三第二項及び</p>	<p>地方公務員等共済組 合法施行令</p>	<p>私立学校教職員共済法 施行令</p>	<p>国民健康保険法施行令</p>
<p>改正令附則第五十二条第三 項の規定により読み替えら れた国家公務員共済組合法 施行令第十一条の三の六の 三第二項（同条第三項</p>	<p>改正令附則第五十二条第三 項の規定により読み替えら れた国家公務員共済組合法 施行令第十一条の三の六の 三第二項及び</p>	<p>改正令附則第五十八条第三 項の規定により読み替えら れた地方公務員等共済組 合法施行令</p>	<p>私立学校教職員共済法第四 十八条の二の規定によりそ の例によることとされる改 正令附則第五十二条第三項 の規定により読み替えられ た、私立学校教職員共済法 施行令</p>	<p>改正令附則第三十九条第三 項の規定により読み替えら れた国民健康保険法施行令</p>

<p>国家公務員共済組合法 施行令第十一条の三の 六の三第二項（同条第 三項</p>	<p>国家公務員共済組合法 施行令第十一条の三の 六の三第二項及び</p>	<p>地方公務員等共済組 合法施行令</p>	<p>私立学校教職員共済法 施行令</p>	<p>国民健康保険法施行令</p>
<p>改正令附則第五十二条第三 項の規定により読み替えら れた国家公務員共済組合法 施行令第十一条の三の六の 三第二項（同条第三項</p>	<p>改正令附則第五十二条第三 項の規定により読み替えら れた国家公務員共済組合法 施行令第十一条の三の六の 三第二項及び</p>	<p>改正令附則第五十八条第三 項の規定により読み替えら れた地方公務員等共済組 合法施行令</p>	<p>私立学校教職員共済法第四 十八条の二の規定によりそ の例によることとされる改 正令附則第五十二条第三項 の規定により読み替えられ た、私立学校教職員共済法 施行令</p>	<p>改正令附則第三十九条第三 項の規定により読み替えら れた国民健康保険法施行令</p>

	<p>第十二条の四第一項</p> <p>第十一条の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この項において「改正令」と</p>
<p>4 健康保険法施行令第四十三条の三第二項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものに係る同令第四十三条の二第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額は、同令第四十三条の三第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同条第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）に定める額とする。</p> <p>一 附則第三十一条第一項第二号イに掲げる者</p> <p>二 基準日とみなされる日（健康保険法施行令第四十三条の四第一項の規定により同令第四十三条の二第一項第一号に規定する基準日とみなされる日をいう。以下この条において同じ。）が平成二十年九月から十二月までの間にある場合であつて当該基準日とみなされる日において療養の給付を受けることとしたときに、その被扶養者であつた者について、同令第三十四条第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者</p> <p>5 基準日とみなされる日が平成二十年九月から十二月までの間にある場合における健康保険法施行令第四十三条の二第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第四十三条の三第五項の表下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用する。</p>	

	<p>第十一条の四第一項</p> <p>第十一条の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この項において「改正令」と</p>
<p>4 新健保令第四十三条の三第二項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものに係る新健保令第四十三条の二第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額は、新健保令第四十三条の三第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同条第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）に定める額とする。</p> <p>一 附則第三十一条第一項第二号イに掲げる者</p> <p>二 基準日とみなされる日（新健保令第四十三条の四第一項の規定により新健保令第四十三条の二第一項第一号に規定する基準日とみなされる日をいう。以下この条において同じ。）が平成二十年九月から十二月までの間にある場合であつて当該基準日とみなされる日において療養の給付を受けることとしたときに、その被扶養者であつた者について、新健保令第三十四条第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者</p> <p>5 基準日とみなされる日が平成二十年九月から十二月までの間にある場合における新健保令第四十三条の二第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、新健保令第四十三条の三第五項の表下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用する。</p>	

第十一條の三の六の四第一項	第十一條の三の六の四第一項並びに改正令附則第五十二條第四項	いう。) 附則第四十五條第四項
第二十三條の三の八第一項	第二十三條の三の八第一項並びに改正令附則第五十八條第四項	
第二十九條の四の四第一項及び第二項	第二十九條の四の四第一項及び第二項並びに改正令附則第三十九條第四項	

6 基準日とみなされる日が平成二十年九月から十二月までの間にある場合における健康保険法施行令第四十三條の二第七項の介護合算算定基準額については、同令第四十三條の三第六項中「第十六條の四第一項」とあるのは、「第十六條の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号) 附則第三十四條第四項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十四條 施行日から平成二十一年七月三十一日までの間に受けた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給については、第二條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(以下この条において「新高齢者医療確保法施行令」という。)第十六條の二第一項第一号(同条第三項において準用する場合を含む。次項、第四項及び

第十一條の三の六の四第一項	第十一條の三の六の四第一項並びに改正令附則第五十二條第四項	いう。) 附則第四十五條第四項
第二十三條の三の八第一項	第二十三條の三の八第一項並びに改正令附則第五十八條第四項	
第二十九條の四の四第一項及び第二項	第二十九條の四の四第一項及び第二項並びに改正令附則第三十九條第四項	

6 基準日とみなされる日が平成二十年九月から十二月までの間にある場合における新健保令第四十三條の二第七項の介護合算算定基準額については、新健保令第四十三條の三第六項中「第十六條の四第一項」とあるのは、「第十六條の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号) 附則第三十四條第四項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十四條 施行日から平成二十一年七月三十一日までの間に受けた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による高額介護合算療養費の支給については、第二條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(以下この条において「新高齢者医療確保法施行令」という。)第十六條の二第一項第一号(同条第三項において準用する

第五項において同じ。)中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新高齢者医療確保法施行令第十六条の四までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新高齢者医療確保法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2
5 (略)

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 (略)

2 療養の給付を受ける月が平成二十年四月から七月までの場合にあっては、国民健康保険法施行令第二十九条の七第二項第八号イに規定する特定同一世帯所属者(次条第三項第二号、附則第三十七条第一項及び第三十九条第四項第二号において「特定同一世帯所属者」という。)を、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十二条第一項第四号に規定する被保険者とみなす。

3 (略)

第四十一条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給については、なお従前の例による。

(介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。)中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新高齢者医療確保法施行令第十六条の四までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新高齢者医療確保法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2
5 (略)

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 (略)

2 療養の給付を受ける月が平成二十年四月から七月までの場合にあっては、国民健康保険法施行令第二十九条の七第二項第九号イに規定する特定同一世帯所属者(次条第三項第二号、附則第三十七条第一項及び第三十九条第四項第二号において「特定同一世帯所属者」という。)を、国民健康保険法第四十二条第一項第四号に規定する被保険者とみなす。

3 (略)

第四十一条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給については、なお従前の例による。

(介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一〇四 (略)

五 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)

第四十八条の規定によりその例によることとされる附則第

五十二条第四項各号のいずれにも該当するもの

5 (略)

第四十八条 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法

(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定による家族療養費及び

家族訪問看護療養費の支給については、なお従前の例による。

第五十四条 施行日前に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法

(昭和三十七年法律第五十二号)の規定による家族療養費及び

家族訪問看護療養費の支給については、なお従前の例による。

第四十六条 (略)

2・3 (略)

4 新介護保険法施行令第二十二條の三第七項第一号ロ(新介護保

険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。

に掲げる者のうち次の各号いずれかに該当するものに係る新介

護保険法施行令第二十二條の三第三項(同条第五項及び新介護保

険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。

の七十歳以上医療合算算定基準額は、新介護保険法施行令第二

十二條の三第七項(新介護保険法施行令第二十九條の三第二項に

おいて準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、新介護保険

法施行令第二十九條の三第七項第一号イ(新介護保険法施行令第

二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)に定める額

とする。

一〇四 (略)

五 私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例に

よることとされる附則第五十二条第四項各号のいずれにも該当

するもの

5 (略)

第四十八条 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法

の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給につい

ては、なお従前の例による。

第五十四条 施行日前に行われた療養に係る地方公務員等共済組

法の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給につ

ては、なお従前の例による。